不動産仮差押手続マニュアル (第1版)

2009年3月印刷

序文

この「不動産仮差押手続マニュアル」は3部からなる。

第1部 :基本シナリオ―事例のあら筋

第2部 :模擬事件記録※一基本シナリオ事件のあら筋に沿った事件記録の例

第3部 :マニュアル―不動産仮差押手続の解説

このマニュアルは、王立裁判官検察官養成校(RSJP)の教官候補生からなる作業ググループメンバーにより、日本の国際協力機構(JICA)及び法務省国際協力部(ICD)の支援を受けて作成された。

作業グループメンバーは次のとおりである。

イン・ヴァン・ヴィボル, チャン・シナ, セム・サコラ, セン・ニエン, プラン・サムナン, タン・スンライ, ユー・ブンナー, ングォン・ラタナー, コン・ダラチャート, モン・モニソピア, キム・メイン, フート・ヒエン, チア・ソッヒエン, ヘン・ソックナー, チウ・チャンダラー, ユー・ティトワッタナ

このマニュアル第1版は、2009年3月に印刷された。

^{**} この事件記録の書式は、日本の書式に基づき、作業グループメンバー、JICA、ICDにより作成されたものであり、まだカンボジア王国司法省による公認を得ていない。

【不動産仮差押の基本シナリオ】

1. モデルケース

キエウ・アート(K)は、ソック・ボラー(S)に対し、弁済期2006年6月1日との約束で8000ドルを貸した。しかし、弁済期が過ぎてもSは返済しない。Kは、2006年7月ころ以降、たびたびSに対して支払を催促したが、Sは、「6000ドルは、弁済期に弁済した」「残りの支払は免除してもらった」と主張し、支払おうとしない。

Sが任意に支払わない場合, Kが貸金債権について満足を得るためには, 貸金返還請求訴訟を提起して勝訴判決を得たうえで, その確定判決を執行名義として, Sの財産に対し, 強制執行するという手続を経る必要がある。

2. 保全(仮差押え)

Sは、父親の病気の治療代を工面するために、親戚などから多額の借金をしており、 その返済に追われている。また、Sの経営する印刷所もうまくいっていないようである。 Sは、土地・建物を所有しているが、他にめぼしい財産はない。

もし、Kが上記の手続をとって強制執行を申し立てるに至るまでに、Sが土地・建物を第三者に売却して代金を費消してしまった場合、強制執行の対象となる財産がなくなってしまい、Kはせっかく勝訴判決を得ても権利を実現することが極めて困難になる。

そのため、Kは、訴訟を提起する前に、Sが土地・建物を第三者に売っても将来の強制執行に支障がないような措置を講じておく必要がある。

そこで、Kの代理人弁護士メアス・ピッ(M)は、2007年1月4日(以下、日付はすべて2007年のものである)、プノンペン市裁判所に対し、Sが所有する土地・建物の仮差押えを申し立てた。

プノンペン市裁判所の裁判官は、申立書を審査した後、申立書に添付された疎明資料を検討し、さらに、1月8日、債権者K及びその代理人Mを裁判所に呼び出して債権者審尋を行った。その結果、被保全権利である貸金返還請求権の存在、保全の必要性が疎明されたと考えた。

そこで、裁判官は、まず、債権者Kに対し、800万リエルの担保を立てるべきことを決定し、これを告知した。

債権者代理人Mは、1月9日、上記金額を裁判所に寄託したうえで、寄託書を裁判所に提出した。

同日,裁判所は、土地・建物の仮差押命令を発令し、その正本が債権者代理人Mに直接手渡す方法により送達された。

債権者代理人Mは、直ちにプノンペン市裁判所に対し、仮差押執行の申立てをした。 これを受け、プノンペン市裁判所の書記官は、仮差押えの登記嘱託を行い、その後、 仮差押えの登記が完了した。

3. 本案訴訟

Kの代理人Mは、1月12日、Sを被告として、プノンペン市裁判所に対し、貸金返還請求訴訟を提起した。

その後、訴訟の審理が進み、プノンペン市裁判所裁判官は、4月4日、原告Kの請求を認容する判決を言い渡した。同判決の正本は、4月6日に被告Sに送達され、その後、控訴がされなかったので、同判決が5月6日の経過をもって確定した。

4. 保全の担保取消

5月10日, Kの代理人Mは、プノンペン市裁判所に対し、担保取消しの申立てをしたところ、同日、担保取消決定があったため、寄託金を取り戻した。

文書一覧 (模擬事件記録)

			頁
1 1	仮差押決	t定申立書	. 1
(添	付書類)	消費貸借契約書	. 6
(添	付書類)	不動産登記簿謄本	. 7
(添	付書類)	債権者の報告書	. 8
(添	付書類)	訴訟委任状	10
2	担保決定		11
3 :	寄託書((裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託)	14
4 1	仮差押決	t定	15
5	送達報告	:書	20
6	仮差押決	· 	22
(添	付書類)	仮差押決定正本	26
(添	付書類)	訴訟委任状	27
7 :	登記嘱託	書	28
8 1	仮差押登	記のされた登記簿謄本	31
9 ;	送達報告	·書	32
10	担保取消	(申立書	34
(添	付書類)	債権者勝訴の本案判決の正本	36
(添	付書類)	判決確定証明	37
11 :	担保取消	f决定	38

カンボジア王国

国家 宗教 国王

2007年1月4日 プノンペン

仮差押決定申立書

私弁護士メアス・ピッは、別紙当事者目録記載のキエウ・アート氏から委任を受けた代理人です。

プノンペン市第1審裁判所所長 殿

主題:仮差押決定申立て

私キエウ・アートは、別紙債権目録記載の貸金債権の執行を保全するため、別紙当事者目録記載の債務者ソック・ボラーの別紙物権目録記載の不動産の仮差押決定を求めます。

申立ての理由

1 被保全権利

債権者キエウ・アートは、債務者ソック・ボラーに対し、2004年6月1日の契約に基づき、8000ドルを貸し付けた(A1)。しかし、債務者は、2006年6月1日の期日が経過しても返済しなかった。債権者は、債務者に対し、2006年7月、複数回返済を求めたが、無駄に終わった。

2 保全決定の必要性

- ー債務者は、期日前に6000ドルを支払い、残債務については債権者から免除された と主張している。
- -債務者は、父親の病気の治療のために親戚から多額の借金を負い、その返済を迫られている状況にある。加えて、債務者の事業はうまくいっていないようである。債務者は土地建物を所有している(A2)。債務者には、それ以外に財産はない。現在の負債に加えて、債務者は、別紙物権目録記載の財産をいつ処分するかもしれない状況にある。
- ーしたがって、今のうちに別紙物権目録記載の各不動産に対し仮差押えをしておかなければ、後日、債権者が勝訴してもその執行が不能又は著しく困難になるおそれがある。

疎明資料

A1:貸金契約書

A 2 : 不動産登記簿謄本

A3:債権者作成の報告書

添付書類

 疎明資料A1, A2, A3
 各1通

 訴訟委任状
 1通

署名 メアス・ピッ

当事者目録

債権者:キエウ・アート 46歳

ID番号:1111

住所:プノンペン,カン・チョムカー・モーン,サンカット・トンレー・バサッ

ク No. 12

債権者任意代理人:メアス・ピッ(弁護士)

住所:プノンペン,××,○○(※原告代理人弁護士の住所)(送達場所)

電話:023-###-###

債務者:ソック・ボラー 46歳

I D番号: 2222

住所: プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No. 34

請求債権目録

金額:8000ドル (八千ドル)

債権者と債務者が2004年6月1日に締結した消費貸借契約に基づき、債務者に貸し付けられた金銭の返還請求権。弁済期は2006年6月1日である。

不動産目録

所在: プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No. 34

番号:〇〇〇 地目:宅地

地積:○○○m²

上記土地の構成部分:建物(家屋)

番号:〇〇〇 種類:居宅 構造:煉瓦造 床面積:〇〇㎡

消費貸借契約書

消費貸借契約書 No. 0A-99999A 本契約は下記の債権者及び債務者間で締結されたものである。

債権者: Khiev Art 身分証明書 No. 1111

電話番号:012-999-111

住所:プノンペン、カン・チョムカー・モーン、サンカット・トンレー・バサ

ック No. 12

債務者: Sok Bora 身分証明書 No. 2222

電話番号:012-999-222

住所:プノンペン,カン・ドーンペン,サンカット・プサール・カンダル No.

34

両当事者は下記のとおり合意した。

- 1. 債務者は債権者から,2004年6月1日,8000ドルを借り,同日その8000ドルを受け取った。
- 2. 貸付期間 24ヶ月(お金引渡し日から計算)
- 3.貸付期間中の利息 年利10%
- 4. 債務者は24ヶ月後の2006年6月1日に債権者に8000ドル及び利息を返済する。
- 5. 債務者が上記返済期日に貸付金全額を返済できない場合は、債務者は遅延利息を支払う。

遅延利息は利息の倍の年利20%とし、遅延金額及び遅延期間に基づいて計算する。

2004年6月1日

2004年6月1日

債権者の右の拇印

債務者の右の拇印

A (署名)

B (署名)

不動産登記簿謄本 (省略)

カンボジア王国

国家 宗教 国王

2007年1月4日 プノンペン

報告書

私は、キエウ・アート(K)です。住所は、プノンペン、カン・チョムカー・モーン、サンカット・トンレー・バサック No. 12 です。

プノンペン市第1審裁判所所長 殿

1 最初に

私がプノンペン市裁判所に対し、ソック・ボラーの土地建物について仮差押えを申し立てた理由をお知らせします。

2 ソック・ボラーと私との消費貸借契約

2004年6月1日,ソック・ボラー(S)(住所:プノンペン,カン・ドーンペン,サンカット・プサール・カンダル No. 34)は,2006年6月1日に返済するとの約束で,私から8000ドルを借りました。債務者Sは,利息年10%と,期日に支払わなかった場合の遅延利息年20%を支払うことを約束しました。

3 支払の遅延

弁済期である2006年6月1日,債務者Sは私の家を訪れ、彼の父親の病気を治療するためお金が必要だと言いました。2006年7月ころ以降、私は、Sに頻繁に支払うよう求めましたが、Sは、支払おうとしませんでした。そこで、彼は、現在まで元本、利息のいずれも支払っていないのです。

4 Sの経済状態

その後、私は、Sが、父親の病気の治療のために親戚から多額の借金を負い、その返済を迫られている状況にあるということを聞きました。加えて、債務者の事業はうまくいっていないようですし、弁済期は過ぎています。債務者は土地建物を所有していますが、他に特段の財産はありません。Sが所有する土地及び建物を第三者に売って、売却代金を費消してしまえば、財産はなくなってしまいます。私の権利を実現することが極

めて困難になるのではないかと心配しています。

5 結論

以上により、私の貸金返還請求権を保全するため、仮差押えを申し立てました。

署名・印 キエウ・アート

訴訟委任状

2007年1月2日

住 所 プノンペン, カン・チョムカー・モーン, サンカット・トンレー・バサック No. 1 2

委任者 キエウ・アート 身分証明書 No.:1111

私は、次の弁護士を任意代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 メアス・ピッ 住 所 プノンペン, ××, ○○ 電 話 ・・・・・

記

第1 事件

- 相手方 債務者 ソック・ボラー
- 2 裁判所プノンペン市裁判所
- 3 事件の表示 債権者の債務者に対する不動産仮差押申立て
- 第2 委任事項
 - 1 債権者がする一切の行為を代理する権限
 - 2 反訴の提起
 - 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加
 - 4 控訴、上告若しくは故障の申立て又はこれらの取り下げ
 - 5 復代理人の選任

カンボジア王国

国家 宗教 国王

プノンペン第1審裁判所 2007年第5号

担保決定

-2007年第9号保全事件を検討し,

当事者:別紙当事者目録記載のとおり 請求債権:別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の仮差押申立事件(2007年第9号)に関し、当裁判所は以下のとおり決定する。

決 定

債権者は、2007年1月20日までに、債務者のために担保として800万リエルを提供しなければならない。

2007年1月5日 プノンペン市裁判所 裁判官 ウドム・パグナ

当事者目録

債権者:キエウ・アート 46歳

ID番号:1111

住所:プノンペン,カン・チョムカー・モーン,サンカット・トンレー・バサッ

ク No. 12

債権者任意代理人:メアス・ピッ(弁護士)

住所:プノンペン,××,○○(※原告代理人弁護士の住所)(送達場所)

電話:023-###-###

債務者:ソック・ボラー 46歳

I D番号: 2222

住所: プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No. 34

請求債権目録

金額:8000ドル (八千ドル)

債権者と債務者が2004年6月1日に締結した消費貸借契約に基づき、債務者に貸し付けられた金銭の返還請求権。弁済期は2006年6月1日である。

第1号書式(第5条第1項関係)

寄託書(裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託)

寄託者は,太線の枠内に記入する。

申請年月日 20	007 年 1 月 9	H			寄記	播号			2007 4	手第7 -	号					
寄託を申請する裁判所の表示						寄託に係る裁判上の手続に係る裁判所の名称及び事件										
プノンペン市裁判所						番号等										
							裁判所: プノンペン市裁判所									
寄託者の氏名又は名称:キエウ・アート						事件番号:保全事件2007年第9号										
法人の代表者氏名:																
性別:男						当事者:キエウ・アート										
生年月日:19??年〇〇月××	日				寄託の原因たる事実											
住所又は主たる事務所の所在	E地:プノ	ンペン	ノ, カン	٠.	□ 1 訴訟費用の担保											
チョムカー・モーン,サンカ	コット・ト	ンレー	- • /\̈ʻ+	ナッ	□2仮執行の担保											
夕 No. 12					口3仮執行を免れるための担保											
署名又は指印 ¹ : キエウ・ア ⁻	- ト				□4強制執行の停止の保証											
(代理人の氏名:)メアス・	ピッ(弁	護士)			□5強制執行取消しの保証											
(住所:) プノンペン, OC), ××#				□ 6 強制執行続行の保証											
(署名又は指印:)					☑7仮差押えの保証											
メアス・ピッ						□8仮処分の保証										
					□9	仮処:	処分取消しの保証									
					□10仮差押解放金											
被寄託者の氏名: ソック・	ボラー				□11	()						
法人の代表者氏名:																
住所又は主たる事務所の所在地:プノンペン,カン・					(該当する項目番号の前の□に✔印を記入する。)											
ドーンペン, サンカット・プサール・カンダルNo.34																
根拠法条																
民事訴訟法542条,71条1項					備考											
寄託金額 (単位リエル))							8	0	0	0	0	0	0		
(金額は訂正しないこと))															
金額を文字で記入		八百	万リ	エノ	レ											

上記寄託を受理する。

上記寄託金を受領した

2007**年**1**月**9日

プノンペン市裁判所

書記官 マ・ヴィトウ

カンボジア王国

国家 宗教 国王

プノンペン第1審裁判所 2007年第8号

仮差押決定

私,プノンペン市第1審裁判所裁判官ウドム・パグナは,

- 2006年7月6日付け王令 No. ns/rkm/0706/21 により公布されたカンボジア民事訴訟法を検討し
- -2007年第9号保全事件を検討し
- -2007年1月4日付け保全決定申立書を検討し

主題:別紙不動産目録記載のとおりの不動産に対する仮差押決定申立て 当事者―別紙不動産目録記載のとおり 請求債権―別紙債権目録記載のとおり

-800万リエルの寄託の書面を検討し

判断の理由

キエウ・アートとソック・ボラーとの間の消費貸借契約書によれば、ソック・ボラーは、2004年6月1日にキエウ・アートから8000ドルを借りたことが認められる。これにより、債権者と債務者との間に金銭支払請求権が存在することになる。

債権者キエウ・アートの報告書によれば、債務者ソック・ボラーは、他の債権者らからも金を借りており、強制執行が不能又は困難になるおそれがある。

裁判所に提出された債務者の不動産の登記簿謄本によれば、仮差押えの目的物は明確であり、その不動産の所有者はソック・ボラーである。

よって,以下のとおり決定する。

一債務者ソック・ボラー所有の別紙不動産目録記載の不動産を仮に差し押さえる。

- -仮差押えの執行の取消しを受けるためには、債務者は解放金として8000(八千)ドルを裁判所に寄託しなければならない。
- 申立費用は債務者の負担とする。

この決定に対しては、民事訴訟法550条に基づき異議を申し立てることができる。

2007年1月9日 裁判官 ウドム・パグナ

当事者目録

債権者:キエウ・アート 46歳

ID番号:1111

住所:プノンペン,カン・チョムカー・モーン,サンカット・トンレー・バサッ

ク No. 12

債権者任意代理人:メアス・ピッ(弁護士)

住所:プノンペン,××,○○(※原告代理人弁護士の住所)(送達場所)

電話:023-###-###

債務者:ソック・ボラー 46歳

I D番号: 2222

住所: プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No. 34

請求債権目録

金額:8000ドル (八千ドル)

債権者と債務者が2004年6月1日に締結した消費貸借契約に基づき、債務者に貸し付けられた金銭の返還請求権。弁済期は2006年6月1日である。

不動産目録

所在: プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No. 34

番号:〇〇〇 地目:宅地

地積:○○○m²

上記土地の構成部分:建物(家屋)

番号:〇〇〇 種類:居宅 構造:煉瓦造 床面積:〇〇㎡

送達報告書

 下記の枠は書記官が記入する。

 発送期日 : 2007年 1月 9日

事件番号 : 2007年第9号

送達資料名称: 仮差押決定

送達担当者氏名: ソーエン・ソリヤ

受送達者住所: プノンペン, 00, ××#

受送達者氏名: メアス・ピッ

送達資料受領者署名または拇印 : 署名(メアス・ピッ)

送達実施者は下記の枠に記入をすること(郵便、執行官又は書記官による場合)

送達の場所:プノンペン市裁判所 モニレ#31 (217 通り), 213 通り角										
送達期日: 200	7年	1月	9 日	時間	10:	0 0	午前/午後			
送達方法										
☑ 1 受送達本人に直接手渡しました。										
□ 受送達者が読み書きできなかったため、送達資料の内容を要約して記しました。										
			送達本人がい る次の者に渡			類について	相当のわきまえが			
□ 2	使用人 一 その他の従業者 一 同居者									
	氏名:									
□ 3	次の者が正当な理由なく受け取りを拒んだので、その場に差し置いた									
		受送達四	本人			使用	八			
		同居者				その	の他の従業者			
	氏名:									
✓ 上記のとおり送達しました。										
□送達の場所に受送達本人若しくは書類について相当のわきまえがあると認められる者がいなかったため、送達できませんでした。										
報告期日:2007年1月9日										
報告者氏名および署名: ソーエン・ソリヤ 署名 (ソーエン・ソリヤ)										

送達実施者に対する注意

- 1. もし実際に送達の受取人(受送達者またはそのほかの者)が書けず、もしくは署名できず、あるいは拇印を押せなかった場合は送達担当者は署名または拇印のところにその旨を記載すること。
- 2. 「送達の場所」は正しくかつ明確に記載すること。
- 3. 送達方法①による送達の場合は、送達担当者はその①に該当する欄に✔をすること。 また詳細内容についても該当する□に✔をすること。送達方法②による送達の場合は、 それに該当する欄に✔をすることと、それに受領者はどういう人かを該当の□に✔を し、その人の氏名を記入すること。送達方法③による送達の場合は、それに該当する 欄に✔をすることと、正当な理由なく受け取りを拒んだ者はどういう人かを該当の□ に✔をし、その人の名前を記入すること。
- 4. 送達担当者が送達できなかった場合は、「送達の場所に受送達本人若しくは書類について相当のわきまえがあると認められる者がいなかったため、送達できませんでした」と記載のある□に✔をすること。

カンボジア王国

国家 宗教 国王

仮差押決定執行申立書

2007年1月4日 プノンペン

私メアス・ピッは、別紙当事者目録記載のキエウ・アート氏から委任を受けた代理人です。

プノンペン市第1審裁判所所長 殿

主題:プノンペン市第1審裁判所が2007年1月9日付けで発した2007年第9号保

全決定の執行申立て

参照:民事訴訟法532条,534条6号

当事者―別紙当事者目録記載のとおり 請求債権―別紙債権目録記載のとおり

上記主題に関し、裁判所長に対し、以下のことをお知らせしたい。

私は、プノンペン市第1審裁判所が2007年1月9日付けで発した2007年第9号保全決定を受領した。

したがって、第1審裁判所所長に対し、プノンペン市第1審裁判所が2007年1月9日付けで発した2007年第9号保全決定に基づき、債務者所有の別紙不動産目録記載の不動産に対し仮差押を執行し、土地管理局が不動産仮差押の投機を行うことができるようにすることを求める。

上記のとおり、十分なご考慮の上、この執行申立てを認容していただきたい。

署名押印 メアス・ピッ

添付書類

-保全決定正本 1通

-委任状 1通

当事者目録

債権者:キエウ・アート 46歳

ID番号:1111

住所:プノンペン,カン・チョムカー・モーン,サンカット・トンレー・バサッ

ク No. 12

債権者任意代理人:メアス・ピッ(弁護士)

住所:プノンペン,××,○○(※原告代理人弁護士の住所)(送達場所)

電話:023-###-###

債務者:ソック・ボラー 46歳

I D番号: 2222

住所: プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No. 34

請求債権目録

金額:8000ドル (八千ドル)

債権者と債務者が2004年6月1日に締結した消費貸借契約に基づき、債務者に貸し付けられた金銭の返還請求権。弁済期は2006年6月1日である。

不動産目録

所在: プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No. 34

番号:〇〇〇 地目:宅地

地積:○○○㎡

上記土地の構成部分:建物(家屋)

番号:〇〇〇 種類:居宅 構造:煉瓦造 床面積:〇〇㎡

25

仮差押決定正本 (省略)

訴訟委任状

2007年1月2日

住 所 プノンペン, カン・チョムカー・モーン, サンカット・トンレー・バサック No. 1 2

委任者 キエウ・アート 身分証明書 No.:1111

私は、次の弁護士を任意代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 メアス・ピッ 住 所 プノンペン, 00, ××# 電 話 023-###-### FAX ・・・・・

記

第1 事件

- 相手方 債務者 ソック・ボラー
- 2 裁判所プノンペン市裁判所
- 3 事件の表示 債権者の債務者に対する不動産仮差押申立て
- 第2 委任事項
 - 1 債権者がする一切の行為を代理する権限
 - 2 反訴の提起
 - 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加
 - 4 控訴、上告若しくは故障の申立て又はこれらの取り下げ
 - 5 復代理人の選任

カンボジア王国

国家 宗教 国王

登記嘱託書

プノンペン 2007年1月9日

私は、プノンペン市裁判所書記官メーン・ピアラである。

プノンペン土地管理局局長 殿

主題:登記官に対する仮差押登記嘱託

不動産の表示 別紙不動産目録記載のとおり

登記の目的 仮差押え

原因 2007年1月9日プノンペン市裁判所が発した2007年第9号仮

差押決定

登記権利者 キエウ・アート 46歳

身分証明書番号:1111

住所:プノンペン,カン・チョムカー・モーン,サンカット・トンレ

ー・バサック No. 12

登記義務者 ソック・ボラー 46歳

身分証明書番号:2222

住所:プノンペン、カン・ドーンペン、サンカット・プサール・カン

ダル No. 34

添付書類 仮差押決定正本

2007年1月9日 プノンペン市裁判所 裁判所書記官 メーン・ピアラ -登記の手数料:10万リエル

不動産目録

所在: プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No. 34

番号:〇〇〇 地目:宅地

地積:○○○m²

上記土地の構成部分:建物(家屋)

番号:〇〇〇 種類:居宅 構造:煉瓦造 床面積:〇〇㎡

仮差押登記のされた登記簿謄本 (省略)

送達報告書

下記の枠は書記官が記入する。発送期日 : 2007年 1月 12日

事件番号 : 2007年第9号

送達資料名称: 仮差押決定

送達担当者氏名: ネーン・ソピア

受送達者住所: プノンペン,カン・ドーンペン,サンカット・プサール・カンダル No. 34

受送達者氏名: ソック・ボラー

送達資料受領者署名または拇印 : 署名(クルン・ボパー)

送達実施者は下記の枠に記入をすること(郵便、執行官又は書記官による場合)

送達の場所:プノンペン,カン・ドーンペン,サンカット・プサール・カンダル No.34				
送達期日: 200	7年 1月 14日 時間 12: 00 午前/午後			
□ 1	受送達本人に直接手渡しました。			
	受送達者が読み書きできなかったため、送達資料の内容を要約して説明しました。			
☑ 2	送達の場所に受送達本人がいなかったため、書類について相当のわきまえが あると認められる次の者に渡しました。			
	□ 使用人 □ その他の従業者 ☑ 同居者			
	氏名: クルン・ボパー			
□ 3	次の者が正当な理由なく受け取りを拒んだので、その場に差し置いた			
	□ 受送達本人□ 使用人□ 同居者□ その他の従業者			
	氏名:			
☑ 上記のとおり送達しました。				
	送送達本人若しくは書類について相当のわきまえがあると認められる者がいな 達できませんでした。			
報告期日:2007年1月14日				
報告者氏名および署	名: ネーン・ソピア 署名(ネーン・ソピア)			

送達実施者に対する注意

- 5. もし実際に送達の受取人(受送達者またはそのほかの者)が書けず、もしくは署名できず、あるいは拇印を押せなかった場合は送達担当者は署名または拇印のところにその旨を記載すること。
- 6. 「送達の場所」は正しくかつ明確に記載すること。
- 7. 送達方法①による送達の場合は、送達担当者はその①に該当する欄に✔をすること。 また詳細内容についても該当する□に✔をすること。送達方法②による送達の場合は、 それに該当する欄に✔をすることと、それに受領者はどういう人かを該当の□に✔を し、その人の氏名を記入すること。送達方法③による送達の場合は、それに該当する 欄に✔をすることと、正当な理由なく受け取りを拒んだ者はどういう人かを該当の□ に✔をし、その人の名前を記入すること。
- 8. 送達担当者が送達できなかった場合は、「送達の場所に受送達本人若しくは書類について相当のわきまえがあると認められる者がいなかったため、送達できませんでした」と記載のある□に✔をすること。

カンボジア王国

国家 宗教 国王

プノンペン第1審裁判所 2007年第8号

担保取消申立書

プノンペン市第1審裁判所所長 殿

申立人任意代理人より

申立人(債権者)

-氏名:キエウ・アート, 性別:男性, 年齢:46歳

-住所: プノンペン, カン・チョムカー・モーン, サンカット・トンレー・バサック No. 12

任意代理人

-氏名:メアス・ピッ(弁護士) 性別:男性

-住所:プノンペン,××,○○ (電話)023-###-###

相手方(債務者)

-氏名:ソック・ボラー, 性別:男性, 年齢:46歳

-住所: プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No.34

(不動産仮差押)事件について申立人が提供した担保に関し、申立人全部勝訴の本案判決が言い渡され、これが2007年5月6日の経過をもって確定したため、担保の事由が消滅した。

よって,担保取消決定をされたく申し立てる。

-担保提供の日 2007年1月9日

-担保提供場所 プノンペン市第1審裁判所

-担保の番号2007年第7号-担保の金額800万リエル

添付書類

1 判決書正本 1 通

2 判決確定証明 1通

上記のとおり、十分なご考慮の上、担保取消決定をされるよう検討していただきたい。

プノンペン, 2007年5月10日 申立人任意代理人弁護士 メアス・ピッ

債権者勝訴の本案判決の正本 (省略)

判決確定証明 (省略)

カンボジア王国

国家 宗教 国王

担保取消決定

申立人 キエウ・アート 相手方 ソック・ボラー

上記当事者間において2007年1月4日に申し立てられた不動産仮差押事件(プノンペン市裁判所2007年第9号保全事件)に関し、申立人が2007年1月9日に800万リエルを寄託した担保(2007年第7号寄託)の事由が消滅した。

よって, 当裁判所は, 担保を取り消す。

2007年5月10日 プノンペン市裁判所 裁判官 チェム・マカラー 仕切り色紙

目次(マニュアル)

第1章	保全の概要	1
第1	保全の対象	1
第2	保全の類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3	保全の手続	4
第4	保全手続の特徴	6
第2章	申立て	8
第1	申立ての方式	3
第2	管轄	3
第3	申立書の記載事項	3
3. 1	当事者の氏名又は住所並びに法定代理人の氏名及び住所(541条1項1号)	
3. 2	求める保全決定の内容 (541条1項2号)	
3. 3	保全すべき権利又は法律関係(541条1項3号, 541条2項)	
3. 4	保全の必要性(541条1項4号,541条2項)	
3. 5	各事由についての証拠 (541条2項)	
3. 6	目録	
第4	申立書への添付文書10	J
4. 1	疎明資料 (541 条 3 項)	
4. 2	任意代理人の権限を証する文書 (53条2項)	
4. 3	保全の目的物を特定する文書 (546条)	
第5	費用 13	3
第6	保全事件の分配14	
第7	申立ての審査1	4
第3章	事件の審理1	6
7, o -	71 V B 4	
第 1	事件の審理の方法10	6
1. 1	書証の取調べ	
1. 2	債権者の審尋	
1. 3	債務者の審尋	

1.4	口頭弁論	
第2	取調べの対象	17
2. 1	保全すべき権利又は法律関係	
2. 2	保全の必要性	
第3	疎明	18
第4	担保 (542 条)	19
4. 1	担保の目的	
4. 2	担保の額	
4. 3	担保提供の方法(536条)	
	決定	
第1	決定の方式	
第2	決定の記載事項	21
2. 1	事件の特定のために必要な事項	
2. 2	担保の額及び担保提供の手続	
2. 3	判断	
2. 4	仮差押決定の目的物の特定(546条)	
2. 5	仮差押解放金の額(547条)	
2. 6	決定の根拠	
2. 7	手続費用の負担	
第3	仮差押解放金の額	24
3. 1	解放額の目的	
3. 2	解放金の額	
3. 3	解放額の提供方法	
第4	保全決定の送達	25
4. 1	保全を命ずる決定	
4. 2	申立てを却下する決定	
** - -	保全執行	
第5章	保全執行	21
第 1	保全決定の執行機関	27
第2	申立ての形式	
第3	申立書の記載事項	
第4	執行申立書への添付文書	
	保全決定執行の費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		20

第7	執行の必要条件の調査	30
7. 1	保全決定正本(562条1項)	
7. 2	期間 (562 条 2 項)	
7. 3	その他	
第8	保全決定の執行方法	30
第6章	担保取消し	32

第1章 保全の概要

民事保全は、執行されるべき終局判決が確定するまでの債権者の利益の暫定的な保護に関する手続の一種である。訴訟手続は時間を要することがあるため、その間に債務者が悪意に基づき財産を譲渡、交換、売却、質入れ、贈与等の方法で隠匿し、債権者が利益を失うことがある。そうなると、債権者が勝訴しても権利を実現することが困難になる。そこで、我が民事訴訟法はこの保全手続を扱う規定を置き、訴訟手続が完結するまでの債権者の利益を保護することとしたものである。

保全は、緊急の手続であり、決定を発するまで密かに行われる。これは、債権者の利益を守ることを第一とした仕組みである。保全命令は、訴訟手続前、又は本案手続の進行中に発することができる。

第1 保全の対象

保全の対象には、債権又は他の財産権、物及び人的地位が含まれる。

1 債権

債務者の第三債務者に対する債権は、保全の対象の一つである。この場合、裁判所は、 債務者の第三債務者に対する債権を保全する(仮差押えの方法による)。例えば、債務者 が銀行預金を持っている場合、債権者は、債務者が銀行口座から金銭を引き出す権利に ついて仮差押えすることができる。これは、執行裁判所が銀行(第三債務者)に対し、 債務者に金銭を支払わないよう命ずることにより行われる。

2 物

ここにいう物とは、動産及び不動産を指す。債務者が自らの動産又は不動産を隠匿又は譲渡するかも知れない場合、裁判所は、債権者の申立てにより、目的物物について仮処分決定を発することができる。この意味で、保全の目的物には、係争物又はその他の債務者の財産が含まれる。これらは、債権者の権利の将来の執行を保全するために用いられる。

3 地位

これは、自然人又は法人の地位のいずれも指すものである。裁判所は、仮の地位を定める決定を発することができる。事件が訴訟手続の下にある間で、債権者の地位を定めることが困難であり、裁判所が手続を続けるために仮の地位を定めることが必要になる

ことがある。この仮の地位が定められなければ、裁判所、当事者は訴訟を続けるのが困難になることがある。これにより当事者の仮の地位が定められ、このような地位が定められなければ、申立人は、自らの利益との関係で重大な損害を受ける危険がある。

第2 保全の類型

一仮差押え

これは、債権者の権利を一時的に保護する手段である。これは、債務者の様々な種類の財産に適用され、債務者が悪意に基づいて財産を失ったり第三者に売却したりすることを防ぐものである。

-係争物に関する仮処分

この手段は、係争物の現状の維持を目的とするものである。これは係争物を保護する 手段である。この場合、もし債権者が係争物に関する仮処分に思い到らなければ、勝訴 しても判決を執行することが困難になり得る。しかし、もし債権者が係争物に関する仮 処分の申立てをすれば、たとえ債務者が係争物を他人に譲渡又は売却しても、損害は生 じない。なぜなら、係争物は仮処分の下にあり、債権者が勝訴したときには、係争物と の関係では権利を実現することができるからである。

-仮の地位を定める仮処分

これは、訴訟手続が終了するのを待つまでの間、申立てをした当事者が仮の地位を定めるための手段である。これは、権利の存在を定めることの遅延のために重大な損害が生じることを避けることを目的とするものである。これは、手続を続けられるようにするため、申立人が権利を定めるのに必要な手続である。裁判所がこの仮の地位を定めなければ、債権者は、確定判決を得るまで、相手方に対して権利を主張することが困難になるだろう。これは、申立てをする当事者に対し、権利に重大な損害が生じることを防ぐための更なる機会を与えるものである。

裁判所が仮の地位を定める決定を発した後は、損害の危険は最小限に減少する。

ーそれぞれの手続の簡単な事例

A. 仮差押え

例:BはAに2000万リエルを借りている。Bは債務者である。Bは、銀行に2500万円の預金がある。貸金返還請求をする場合、手続に時間がかかる。Bの銀行預金が引き出され、処分されてしまうと、Aの利益を失わせることになる。そこで、この利益を守るため、Aは、将来勝訴したときの権利の実現を保

全するため、Bの口座の仮差押決定を求める申立てを裁判所にすることができる。そして、Bの口座の仮差押決定の後は、Bは金を引き出すことができない。

B. 係争物に関する仮処分

例: Aは、Bから1000万リエルで車を買った。AはBにその額を支払い、Bから所有権移転及び引渡しがされるのを待ったが、Bは車の引渡しを拒否した。 Aは、Bに対し、売買契約に記載されたとおり車を引き渡すことを求め、訴えを提起した。Aが車について権利を有するかを裁判所が定めるには時間がかかることがある。その間に、Bが第三者に車を売ってしまうかも知れず、そうなった場合、Aは不利になる。そこで、Aは、Bが車を第三者に売却又は譲渡することができないように、車の仮処分決定を発するように裁判所に申し立てなければならない。これを通じて、車が滅失又は譲渡されることはなくなる。裁判所が車についてAの権利を定めた場合は、Aは車についての権利を行使することができる。

C. 仮の地位を定める仮処分

例: Aは一筆の土地を所有している。Bはその土地の上に建築物を建て始めた。A はその建築物の収去を求めて裁判所に訴えを提起した。Aが勝訴を待っている と、その建造物が完成に近づき、又は完成してしまい、その建造物を収去することが困難になってしまいかねない。しかし、Aが最初から建築を中止するよう申立てをすれば、それを収去することは容易になる。Aが裁判所に申立書を 提出しなければ、Aは上記のとおり困難な状況に陥るであろう。

別の例:主要道路につながる小さな通路がある。Aは通常その通路を通行している。 ある日、Bがその通路を閉鎖するような工作物を建造した。この場合、Aは、 裁判所がこの件について考慮する間、工作物撤去の仮処分を申し立てることが できる。

- 上記各手続の違い

仮差押え:金銭支払請求権を保全し,動産,不動産及び債権又は他の財産権に適用されるもの

係争物に関する仮処分:支払請求権ではなく、係争物の請求権を保全するもの。係争物 についてのみ適用される。

仮の地位を定める仮処分:権利を決定することの遅延により権利に重大な損害が生じる

ことを防ぐもの。これは当事者が深刻な損害を被らないよう仮の地位を定めるものである。仮差押及び係争物に関する仮処分の効力は、現状維持であるが、仮の地位を定める仮処分の効力は、現状を変更し、一時的満足を得させることである。

第3 保全の手続

-保全手続と訴訟手続との違い

一般的に,第2編から第4編まで,保全手続と訴訟手続は,特段の定めがある場合を除き同じである(539条)。そこで,この2つの手続の違いは,特段の定めの中にあることになる。この違いを検討してみよう:

保全手続は、専属管轄の下にある。つまり、これは緊急の事件であるため、管轄について当事者間で合意をすることはできない(533条)。この手続は、口頭弁論又は当事者の審尋を経なければならない。これは裁判所の裁量により決められる。当事者への質問は、法廷でしても通常の部屋でしてもよく、双方当事者が出席する必要はない(144条1項)。裁判所は、申立人に関係書面又は証拠に関して疎明をさせ(541条3項)、裁判所に申立ては確からしいと思わせるようにする。これは完全又は詳細な証明(131条)ではない。なぜなら、この手続は暫定的なものにすぎず、終局判決により完結されるからである。そこで、申立人は、申立書記載の事実について裁判所を完全に説得することまでは必要ない。

例:相手方が売却,譲渡又は贈与しようとしている土地の仮処分を当事者が求める場合を考えてみる。申立人は,疎明資料として,土地所有権証書,又は少なくとも役場の証明書若しくは近隣住民の証言を提出すべきである。

他方,訴訟手続においては,訴訟の当事者は,どの裁判所が管轄を有するかにつき合意をすることができる。この合意は,法律関係の書面に記載された場合のみ有効である。加えて,原告は,第1審裁判所に訴えを提起する。そこで,裁判所は訴状を被告に送達する。被告は,弁論準備手続期日において陳述するか,又は口頭弁論期日において裁判所で主張する。被告は,手続の継続を確保するため,管轄を争うことはできない(14条)。

訴訟手続では、裁判所は弁論準備手続を行い、裁判所が双方当事者の主張を準備し、 争点及び口頭弁論で調べられる証拠を整理する。しかし、それは公開されない(103条、 104条)。

口頭弁論では、判決が言い渡せるよう完全に行わなければならない。保全手続とは異なり、裁判所は双方当事者の出席する法廷で口頭弁論を行う以外の選択肢はない。これ

は、本案事件が最終的な権利を決定するものであり、透明性を保証するために関係当事者が言い分を述べる機会が与えられるからである(114条,115条)。訴訟手続における証明は、保全における疎明よりも深い。これは、裁判所に権利の存否を確信させるために行われる。そこで、当事者は、事実を証明するために重要な証拠を提出しなければならない。

-保全手続と執行手続との違い

裁判所が保全の手段について判断した後、申立人は、保全執行を申し立てなければならない (532条2項)。執行裁判所は、他の執行名義のように執行文のない決定を執行する。なぜなら、保全決定は、発令後直ちに執行されなければならず、決定の執行力は明らかであり、執行文により証明される必要はないからである。しかし、保全執行は、保全決定正本に基づいて実施される。もし、保全執行が保全決定中の当事者以外の者のために、又はそのような者に対して行われる場合は、執行文の付与された決定正本に基づいて実施されなければならない (562条1項)。なぜなら、保全は既に迅速執行の観点から必要ないと見なされるからである。しかし、保全執行は、債務者に送達される前に実施することができる (562条3項)。なぜなら、保全手続は、迅速かつ秘密裏に行わなければならないからである。

他方,強制執行は、保全手続とは異なる。執行名義を有する当事者は、執行裁判所又は執行官に申立てを行わなければならない。執行名義は、執行文の付与された正本でなければならない(354条1項)。しかし、以下の場合は、執行名義に執行文の付与を受ける必要はない。

- 少額訴訟における確定判決
- -仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決
- -仮執行の宣言を付した督促決定

上記のとおり、強制執行は、執行名義正本若しくは謄本又は確定して書記官によりまとめられた執行名義に基づいて実施されなければならない。執行は、それが執行債務者に送達された場合に限り開始できる(360条)。

他の違いは、執行名義は確定してから5年間有効である(民法484条)。確定判決、訴訟上の和解、又はその他確定判決と同様の効力を有する決定により確定された請求の消滅時効期間は、確定的に定められたときから5年間である。それは、異なる定めにより5年以下とされている請求の場合も同様である。

第4 保全手続の特徴

-暫定性

保全決定は、一時的なものであるとの前提で行われる。それは訴訟における判決に何ら影響を与えるものではなく、判決に何ら変更を生じさせるものでもない。決定は裁判所によりされるが、訴訟で請求される金銭債権その他の権利は、その存否がまだ定められたわけではない。

一緊急性

決定を発する手続は、法的利益を保護するため又は将来の損害発生の可能性を防止するため、緊急なものであるとの前提で行われる。そこで、裁判官は、必要と考える手続は何でも選択する裁量がある。口頭弁論手続でそれが行われることは滅多にない。なぜなら、債務者によって保全の目的物の損傷が生じさせられ得るからである。裁判官は、債権者を審尋する手続をしばしば用いる。裁判官は、書証を調べ、又は多少の疎明を求める。疎明は、すぐに調べられる証拠により行われなければならない。決定は、債権者に送達されてから2週間効力がある。債権者がその期間内に決定を実施しなければ、それは効力を失う。その決定は、執行文の付与を要しない。手続を迅速化するため、法律により専属管轄とされている。つまり、当事者は合意により管轄を変更することができない。

一付随性

保全手続は、いくつかの点で本案事件の付随的な手続といえる。

上記のとおり、保全決定は暫定的なものであるという前提で行われ、訴訟に何ら影響を与えず、専属管轄により判断される。訴訟が提起された裁判所は、保全決定について排他的管轄を有する。したがって、当事者は、事件が係属している裁判所にそのような決定を申し立てなければならない。

結局,保全決定は,事件の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する第1審裁判所が管轄する(5401条1項)。

債務者の申立てにより、裁判所は、債権者に対し、裁判所が相当と認める期間内に本 案の訴えを提起するよう命じなければならない。債権者がその期間内に訴えを提起しな かった場合は、裁判所は債務者の申立てにより決定を取り消さなければならない(557 条1項、3項)。

保全申立ては、保全すべき法律関係若しくは権利の発生、又は保全の必要性があると

きのみ行うことができる。保全すべき権利又は法律関係が消滅し、又は保全の必要性若 しくは状況に変更が生じたときは、保全決定を発した裁判所だけではなく、本案裁判所 も、そのような決定を取り消すことができる(558条1項)。

例:貸金返還請求権を保全するために債務者の車の仮差押えがされている場合で、債 務者が債権者に借金を返済した場合は、債権者と債務者との間の権利又は法律関 係は消滅するから、決定を発した裁判所だけではなく、本案裁判所も、申立てに より、保全決定を取り消すことができる(558条1項)。

-密行性

債権者又は保全決定の申立人は、権利又は法律関係の決定の後、権利を実現することができないことをおそれるであろう。そこで、債権者は、裁判所に保全を申し立てる必要がある。ときに裁判所は、債務者が責任逃れをするために財産を密かに処分使用としているかもしれない一方、債権者に権利を濫用していないかにつき確認を求めることがある。この密行性は、申立人の利益を守ることを目的としている。しかし、この手続は対審の原則に反するものである。この密行性に基づいて、裁判所は、債務者に決定が送達される前に債権者がそれを執行することを許している(562条3項)。裁判所は、口頭弁論を選択し、証拠又は当事者を調べることができるが、この手続は公開されて行われるため(115条2項)、債務者又は第三者が申立人に損害を生じさせるおそれがある。このような危険を避けるため、裁判所は、保全手続を秘密裏に行うことができ、裁判所は、決定を発する際に、書面又は債権者を調べる手続を選択することができる(114条2項)。

債務者がこのような処分が債務者の利益を不当に影響すると考えた場合,債務者は裁判所に異議を申し立てることができる。この異議を通じて,裁判所は,保全を認可し,変更し,又は取り消すことができる。

第2章 申立て

第1 申立ての方式

手続を明確にするため、保全決定申立ては書面で行わなければならない(534条1号)。

第2 管轄

1 管轄裁判所

保全事件について管轄を有する裁判所は下記のとおりである(540条1項)。これは専属管轄である(533条)。つまり、管轄裁判所は、当事者の合意により変更することができない。

a 本案の訴えの管轄裁判所(540条1項)

本案の訴えの管轄裁判所は、本案の訴えが控訴審に係属中の場合を除き、第1審裁判所である。上記の場合は、控訴裁判所である(540条2項)。

本案の訴えが最高裁判所に継続中の場合は、原則に戻り、保全事件の管轄裁判所は第1審裁判所である。

b 仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する始審裁判所(540条1項)

2 管轄の欠如

裁判所に申立てがされた場合、申立書が適正かどうかに加え、管轄の有無について も調査しなければならない。

保全事件について管轄が欠如していることが分かった場合は、申立てにより又は職権により、管轄を有する裁判所に移送しなければならない(539条,19条1項)。

第3 申立書の記載事項

保全決定は、申立てにより裁判所が行う(532条1項)。言い換えれば、適正な手続に沿った当事者からの申立てがあったときのみ、裁判所は保全決定を発することができる。

申立書の内容は、明確に記載されなければならない。記載されるべき重要な点は、1一当事者及び任意代理人の氏名及び住所;2一求める保全決定の内容;3一保全すべき権利又は法律関係;4一保全決定の必要性である。上記4点は申立書に記載すべき基本的な事項である(541条)。各点の内容の詳細は、以下のとおりである。

3.1 当事者の氏名又は住所並びに法定代理人の氏名及び住所(541条1項1号)

保全申立書には、申立人が誰か、その住所はどこか、法定代理人は誰かを明確に記載 しなければならない。加えて、今日では、より有効な意思疎通のために電話番号も記載 した方がよい。それにより通知が容易になる。

例えば、模擬記録1頁、3頁参照。

3.2 求める保全決定の内容(541条1項2号)

保全には三つの類型がある。それぞれにつき個別の手続がある(548条4項)。そこで、決定の内容は欠かせない。加えて、内容については保全の類型が特定して記載されなければならない。仮差押決定、係争物に関する仮処分又は仮の地位を定める仮処分である(531条)。保全決定の内容は、決定の目的物である。例えば、不動産仮差押事件では、仮に差し押さえるべき不動産の特定、保全されるべき債権は、決定の目的物を特定するために記載されなければならない。

例えば,模擬記録1頁参照

3.3 保全すべき権利又は法律関係(541条1項3号,541条2項)

この点については、請求を理由付ける事実及び他の重要な事実を記載しなければならない。これらにより権利が発生するためである。実際には、請求を理由付ける事実は訴状に記載される(75条)。しかし、保全決定は訴えの提起前に発することができる。つまり、保全すべき権利又は法律関係は、請求を理由付ける事実と同じ意味でなければならない。債権者は、債務者がどのような抗弁を主張するか予測できる場合には、抗弁への反論も記載した方がよい。なぜなら、それにより裁判所が決定を発すること及び担保の額を決することの助けになるからである。

例えば,模擬記録1頁,2頁参照

3.4 保全の必要性(541条1項4号,541条2項)

保全申立書には、申立人は必要性の特定を明確に記載しなければならない。それにより、裁判官は決定を発することができ、特に債務者の財産に関する危険についての情報を知ることができる。これらの必要性の特定により、裁判官に対し決定を発すべき旨を説得することができる(545条1項、548条1項、2項)。

例えば,模擬記録2頁参照

3.5 各事由についての証拠 (541条2項)

債権者が保全すべき権利又は法律関係(541条1項3号,542条2項)又は保全の必要性(541条1項4号,542条2項)を申立書に記載したときは、債権者は、保全すべき権

利又は法律関係及び保全の必要性を基礎付ける証拠についても触れるよう努めなければならない(疎明資料)。なぜなら、これに触れることにより、裁判所が事件と証拠との関係を理解する助けになるからである。

例えば、模擬記録1頁、2頁参照

3.6 目録

目録は、保全申立書に添付された文書に焦点を当てる。当事者目録、差し押さえるべき財産目録、保全すべき債権目録である。正確に言うと、これらの三種類の目録は、申立書の添付書類ではなく、申立書そのものである。これらの目録は、別の重要な機能を有している。これらは、裁判所が決定を発することを容易にしている。裁判所は、目録文書の詳細を再度記載する必要はない。なぜなら、裁判所は、短い記載の決定だけで対応することができるからである。この短い記載には、債権者から送られた文書を添付する。このように文書を添付するだけの対応は重要である。なぜなら、この決定を発する手続は判決の手続よりも迅速でなければならないという原則に則し、より短い時間ですむからである。

例えば,模擬記録3頁,4頁,5頁(保全申立書)及び17頁,18頁,19頁(保全決定)参照

第4 申立書への添付文書

民事訴訟法によれば、この申立書への添付書面には色々な種類があり、例えば541条3項に基づく疎明資料、53条2項に基づく任意代理人の権限を証する文書、541条1項2号及び546条に基づき保全の目的物を特定する文書その他関係文書である。

4.1 疎明資料 (541条3項)

131条によれば、疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければならない。したがって、疎明資料は、提示されたときに迅速に取り調べられる証拠でなければならない。

疎明資料は,541条3項に基づき申立書に添付されなければならない。例えば,保全 すべき権利又は法律関係を証する文書や,保全の必要性を証する文書等である。

4.1-a 保全すべき権利又は法律関係を疎明する資料

申立人(債権者)は、保全すべき権利又は法律関係について疎明しなければならない。 これを行うため、申立人は、事実及び請求の根拠を証明しなければならない。 上記説明のとおり、原則として疎明に用いられる証拠は文書でなければならない。これは事件の種類により異なる。例えば、貸金契約事件では、その書面は貸金契約書である。不動産引渡請求については、その書面は所有権証書である。賃貸した家の返還請求については、その書面は賃貸借契約書又は使用契約書である。それらは、順序正しくなければならない。

なぜそのような証拠が必要なのだろうか?保全すべき権利又は法律関係を証する文書は裁判官にとって重要である。裁判官は、そのような文書を即時に取り調べることができ、債権者が保全すべき権利又は法律関係を有しているかどうかを決することができる。一方で、これらの書面が提示されなければ、裁判所は債権者の権利を決することができない。そのような文書の欠落は、541条による申立書提出の要求に反し、そのような決定申立てについては却下決定をする。

4.1-b 保全すべき権利又は法律関係を疎明する資料

裁判官が考慮すべきもう一つの要件がある一保全の必要性の有無である。つまり、裁判官は、権利又は法律関係の要件だけで決定をしてはならない。もう一つの要件が保全の必要性である。それがあるときのみ裁判官は決定を発することができる。保全の必要性は重要である。それなしに決定を発することはできず、そうでないと債務者の権利、利益に影響を与える。

必要性の主な意味は530条に規定されている。具体的な内容は、保全の類型又は決定の対象に基づき他の規定にも列挙されている。例えば、仮差押決定である(545条)。対象は金銭債権に関するものであり、その目的は支払請求である。そこで、必要性とは、執行が不能又は著しく困難となるおそれである。もう一つの類型は、548条1項に基づく仮処分である(対象は係争物。必要性とは、係争物の現状の変更により債権者による執行が不能又は著しく困難となること)。最後の類型は、548条2項に基づく仮処分である(必要性とは、争いがある法律関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けること)。

したがって、保全申立てをした債権者は、保全の必要性を示す文書を提供することにより、また理由及び債務者のその他の状況を記載することにより、必要性を示さなければならない。それにより、保全の必要性を示し、(権利が実現しないかもしれないおそれの理由を示し)、裁判所が決定を発することができる。

債務者が困難な状況にあることを証する証拠を債権者が見つけるのは難しい。しかし、 この疎明を行うことは債権者の義務である。 保全の必要性を示す疎明資料の典型的なものは、単に債権者が作成した報告書である (債権者による事情説明書)。

例:キエウ・アート(債権者)とソック・ボラー(債務者)との間の貸金契約の事例では、債権者が最初に行うべき疎明は、両当事者間の権利又は法律関係を証する消費貸借契約書であり;2番目は、保全の必要性に関する報告書である(債務者が、父親の治療費を支払うために、親類から多額の借金をしており、現在金銭的に困窮していることを記載する。加えて、仕事もうまくいっていない。債務者は土地一筆と建物しか所有していない。)。

例えば、模擬記録8頁、9頁参照

債権者が提供する理由及びその他の債務者の状況は、保全の必要性を証する証拠となる(保全決定が発せられなければ、債権者は、後に勝訴しても判決の執行が不能又は著しく困難になる。)。

4.2 任意代理人の権限を証する文書(53条2項)

民事訴訟法上,保全手続においても任意代理人を選任することができる(54条2項)。 判決手続と同様,保全手続では,申立人は,権利及び利益を守るため,申立人のために 任意代理人を選任することができる(52条1項)。

代理人がいる場合,53条2項により、申立人は、申立書とともに、任意代理人の権限 を証する文書を提出しなければならない。

例えば,模擬記録10頁参照

委任状がなければ、裁判所は申立人に対し、それを提出するよう勧告する。申立人が それに従わない場合は、裁判所は任意代理人を承認しない。そこで、当事者は、保全手 続において自ら行動しなければならない。

任意代理人が関与する場合、その権限を証する文書(委任状)を有することは非常に 重要である。53条1項によれば、一定の場合を除き、原則として、任意代理人は弁護士 でなければならない。任意代理人の権限を証する文書は、保全手続の安定性を保証する ため、裁判官が任意代理人の権限の範囲を決するものとして重要である。事件において 委任状なしに任意代理人が行為をした場合、裁判所は、その権利の範囲を決することが できない。そのような文書がなければ、当事者の意思を超えて権利が濫用されるかもし れない。これにより、保全手続、ひいては社会全体が不安定になるかもしれない。

したがって、委任状は、裁判所が正義と安定性に基づいて保全決定を進める上で有益

である。これは、保全の当事者の権利及び利益の保護にも資する。

4.3 保全の目的物を特定する文書(546条)

541条1項2号によれば、申立書には、求める保全決定の内容、例えば、決定の類型、仮差押えの目的物、保全すべき債権(保全の目的)を記載しなければならない。仮差押決定においては、動産の場合を除き、差し押さえるべき目的物を特定しなければならないため、仮差押えの目的物を特定する文書が必要である。この文書は申立書に添付しなければならない。

差押えの目的物が不動産又は債権である場合,裁判所は、目的物を特定して仮差押決定を発しなければならない。しかし、動産に関しては、546条に基づき、目的物の特定をせずに決定を発することができる。なぜなら、債権者又は裁判所にとって、債務者がどのような種類の動産を所有しているかを知るのは困難であり、また、執行を行う場合、執行官は、超過差押えの禁止や(391条)、差押禁止財産のことを知っているからである。仮差押えの目的物を特定する文書により、申立人は、その目的物が債務者に属していることを裁判所に納得させるよう努めなければならない。通常、例えば土地や家等の財産の債務者の所有権証書を証する文書は、権限ある機関一登記局により発行されなければならない。日本では、そのような証書を入手するのは容易である。しかし、申立人がそのような証書を権限ある機関から入手することができなければ、債権者は、例えば村長又は区長が発行する文書のようなその他の書面を用いれば、裁判所に受け入れられると思われる。

例えば,模擬記録7頁参照

4.4 その他(546条)

疎明資料以外にも、任意代理人の権限を証する文書や仮に差し押さえる目的物を証する文書その他多くの文書を裁判所は申立人に要求することがある。例えば、当事者に関する文書、当事者能力を証するための法人の証明書(民事訴訟法32条,民法46条6項)、債権者が未成年や精神障害を有する者の場合の法定代理人に関する文書、後見に関する文書等である。

第5 費用

一申立手数料

保全決定申立てをする際には、債権者は537条1項により5000ドルを支払わなければならない。申立手数料が支払われない場合、裁判所は債権者に相当と認める期間内に支払うよう命じなければならない(539条,78条1項)。債権者が上記命令に従わない場合、

裁判所は決定で申立てを却下しなければならない(78条2項)。

-申立手数料以外の費用

上記申立手数料に加えて、債権者は、62条1項により書面の送付等のため裁判所にその他の費用を支払わなければならない。例えば、債務者への決定送達費用(543条)等である。民事訴訟法の第7編(保全)に特段の規定がある場合を除き、第1編(総則)の規定は保全手続に準用される。したがって、62条は、保全決定の手続費用に適用される。

第6 保全事件の分配

裁判所が保全申立書を受領したときは、保全事件は26条により裁判官に分配されなければならない。

民事訴訟法第1編は総論に関する規定であり、他の章において異なる規定がされている場合を除き、他のすべての章に適用される。保全事件の分配に関しては、事件を担当する裁判官の指名順序について定める26条が適用される。なぜなら、26条は第1編「総則」、第2章「裁判所」、第3節「事件の分配及び裁判官等の除斥・忌避」中の規定だからである。したがって、保全事件(第7編)にも適用される。そこで、裁判所の所長は、毎年保全事件の各裁判官への分配について順序を定めなければならず、事件は上記順序に基づいて各裁判官に自動的に分配されなければならない。

第7 申立ての審査

裁判所の所長がその年定めたところによる担当裁判官に保全決定申立書が届いたときには,裁判官は,以下の点について申立書を審査しなければならない:

- a 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
- b 求める保全決定の内容
- c 保全すべき権利又は法律関係
- d 保全の必要性

(541条1項)

申立書が 541 条 1 項に違反している場合,裁判所は申立書の補正を命じなければならない (539 条, 78 条 1 項)。

原告が求められた補正をしない場合,裁判所は決定で申立書を却下しなければならない (78条2項)。

この件について、裁判所は管轄も調査しなければならない(540条1項)。つまり、管轄の有無である。管轄がないことが分かったときには、申立てにより、又は職権で管轄のある裁判所に移送しなければならない(539条,19条1項)。

申立書及び管轄が適切でない場合のほか、裁判所は、申立手数料が既に支払われたかを確認しなければならない(537条1項)。申立手数料がまだ支払われていない場合、裁判所は相当と認める期間内に申立手数料を支払うよう命じなければならない。債権者が上記命令に従わない場合、裁判所は、決定で申立書を却下しなければならない(539条,78条2項)。

裁判所は、債務者に申立書を送達すべきではない。なぜなら、保全手続は、秘密裏に行われなければならないからである。

第3章 事件の審理

第1 事件の審理の方法

1.1 書証の取調べ

保全決定のために、債権者は疎明資料を提出しなければならない。それにより、裁判所は権利又は法律関係が保全されるべきかどうか (541 条 1 項 3 号)、又は保全決定を発する必要性があるかどうか (541 条 1 項 4 号) を決することができる。

疎明は、裁判所の考慮のために申立書に添付しなければならず、それにより裁判所は まず疎明資料を審査する:

- 疎明のための文書: 契約書写し、財産の証書、小切手、遺言書、受領書、記録、 写真、債権者の報告書その他保全すべき権利若しくは法律関係を証するすべての 書類又は保全の必要性を証するすべての書類

例えば,模擬記録の6頁~9頁参照

1.2 債権者の審尋

他の方法として、535条1項、114条2項に基づき、裁判所は債権者に対し、なぜ裁判所に保全決定の発令を求めるのかを尋ね、債権者から情報を得ることもできる(つまり、債権者の審尋)。債権者の審尋は書面により、又は口頭により行うことができ、言い換えれば、裁判所は債権者を裁判所に招き、債権者に質問するか、又は債権者に追加の書面の提出を求めてもよい。債権者の審尋手続は、口頭弁論手続ではないため、債権者の審尋手続は公開する必要はない(115条2項参照)。双方当事者が出席している必要はない(115条1項参照)。裁判所は調書を作成する必要はない(117条1項参照)。

債権者の審尋は、裁判所にとって申立書の内容又は書証について明確化するのに簡便な方法である。

債権者の審尋は義務的ではないが、日本では行われるのが通常である。

1.3 債務者の審尋

裁判所は、535条1項、114条2項に基づき、債務者を審尋することができる。 債務者の審尋手続は、債権者の審尋と同様であり、債務者審尋は公開する必要がない (115条2項参照)。双方当事者が出席している必要はない(115条1項参照)。裁判所は 調書を作成する必要はない(117条1項参照)。

民事訴訟法の総則では、当事者が言い分を聞かれず、又は呼び出されずに裁判されることはない。裁判所は、すべての事件において対審の原則(3条)を保持しなければならない。しかし、保全手続においては、暫定性、緊急性、付随性、密行性から、債務者審尋はほとんど行われることはない。なぜなら、債務者が執行を困難にしたり、係争物を隠匿したりするおそれがあるからである。しかし、例外がある。仮の地位を定める仮処分の場合は、仮処分命令は、原則として口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発することができない(548条4項)。なぜなら、仮の地位を定める仮処分は、債務者に甚大な影響を及ぼすことがあるからである。この方法(つまり、債務者審尋)は、裁判所が情報を得られると同時に、債務者の利益の保護にも資する。事件が複雑である、保全命令が債務者に甚大な影響を及ぼす、又は債務者により抗弁がされる可能性が高いという場合には、債務者に主張又は疎明資料の提出の機会を与えるために、債務者を審尋するのがよい。

1.4 口頭弁論

裁判所は、手続に関して2つの選択肢がある:審尋又は口頭弁論である(114条)。保全においては、裁判所は滅多に口頭弁論を行わない。なぜなら、法律上要求されていないからである。しかし、事件が複雑であり、決定を発する上で、当事者審尋や書証の取調べだけでは十分でないと考えた場合は、裁判所は、口頭弁論を開くことがある。なぜなら、保全手続における判断は決定により行われ、114条1項ただし書が適用されるからである。裁判所が口頭弁論手続を選択した場合、手続は公開しなければならず(115条2項)、双方当事者の出席が必要であり(115条1項)、調書を作成しなければならない(117条1項)。

第2 取調べの対象

決定を発する前に、裁判所は、申立てについて、決定を発する上で十分な理由があるかを判断するために証拠を調べる必要がある。541条の下では、裁判所は、取調べの対象として2つの点を考慮しなければならない。保全すべき権利又は法律関係及び保全の必要性である(541条1項3号、541条2項)。

2.1 保全すべき権利又は法律関係

保全すべき権利又は法律関係を審査するため、裁判所は権利の存在を証する証拠を見なければならない。一般的に、債権者と債務者との間で作成された契約書がこの点の証拠になり得る。この文書は、通常、申立書に添付され、決定の法的根拠となる。

2.2 保全の必要性

保全すべき権利又は法律関係以外に、裁判所は保全の必要性についても見なければならない。債務者の状況について債権者が作成する報告書がこの証拠になり得る。債務者の状況は、執行が不能になるおそれを債権者に生じさせることがある。

要するに、これらの2つの点は、証拠調べの対象であり、裁判所が決定を発する前に これらを考慮することは重要である。これらの要件がなければ、裁判所は申立てを却下 する決定を発する。

第3 疎明

当事者が534条(申立ての方式)に基づいて書面により保全決定の申立てをした後,裁判所は,以下の事項があるかを知るため,申立書に列挙された点を調べなければならない:

- -保全すべき権利又は法律関係(541条1項3号)
- -保全の必要性(541条1項4号)

申立人は、上記2点が容易に認められるように疎明をしなければならない。ときに、疎明があっても、裁判所はこれらの2点を認めるのが難しいことがある。そこで、疎明をするのは必要である(541条3項)。

疎明は、保全すべき権利又は法律関係の有無、保全の必要性の有無の認定の基礎になる ため、非常に重要である。したがって、申立人は疎明をする必要がある。

上記のとおり、「疎明」は「証明」と似た概念である。しかし、違いが何点かある。 最初の違いは、証明の程度である。「証明」は、裁判官に事実の存否について納得させなければならない。他方、「疎明」は、裁判官にその事実が確からしいと思わせればよい。 他の違いは、方法である。「疎明」は、暫定的にすぎず、緊急であるため、即時に取り調べることができる証拠を示すことによりされなければならない(131条)。そこで、通常、

例えば、模擬記録6頁~9頁参照。この模擬記録では、「貸金契約書」、「不動産登記簿謄本」、「債権者の報告書」が疎明資料である。

疎明のための資料(証拠)は書証である。また、疎明資料は申立書に添付される。

しかし、疎明資料は書証に限られない。当事者が出頭していれば、審尋も疎明として可能である。なぜなら、当事者がいれば、審尋は即時に行えるからである。

第4 担保(542条)

担保に関しては542条があり、「保全決定は、担保をたてさせて、又はたてさせないですることができる」とされている。

4.1 担保の目的

保全手続の特徴は、裁判所が、疎明だけに基づき、債務者の言い分を聞かず決定することができることである。しかし、保全決定は取り消されることがある。この場合、債務者の財産に損害を生じさせ、債務者の大きな損失となることがある。このような損失の発生を防ぐため、裁判所は債権者に担保を提供させる。担保の提供は、権利の濫用を防ぐことを目的としている。

実際には、これは損害賠償の保証を目的としている。加えて、債務者は、この担保について他の債権者に優先権を有している(539条,72条)。

日本では、90パーセント以上の事件で裁判所は債権者に担保提供を命じている。

4.2 担保の額

裁判所が債権者に担保提供を求めた場合、裁判所は、決定の結果について注意深く考慮 すべきである。したがって、裁判所は、債務者に生じる可能性がある損失を評価するよう 努めなければならない。同時に、裁判所は、保全すべき債権者の権利についても考えなけ ればならない。裁判所は、生じ得る損失を考慮するだけでなく、疎明についても考慮しな ければならない。

そこで、裁判所は、保全決定を発する前に、疎明資料を調べ、又はそれとともに債権者に質問するだけであり、その後、債務者に決定を送達する。つまり、疎明が確信を持たせるに十分なものである場合、担保額は低額又は極小額である。しかし、それが強くない場合は、額は高額又は膨大な額となる。最後に考慮すべき点は、決定の目的物(動産か、不動産か、債権か)である。上記のとおりの重要な点に基づけば、裁判所は、債権者が提供すべき担保の額を定めるのが容易になると分かるであろう。

日本では、提供すべき担保額に関する基準表がある。基準表は、経験ある裁判官の協議により生まれた。

4.3 担保提供の方法(536条)

担保はいつ提供させなければならないか?

裁判所が決定を発する前に担保の提供を命じたときは、担保は決定を発する条件となる。 そこで、債権者は決定前に担保を提供しなければならず、つまり、裁判所は担保が提供さ

れるまで決定を発しないということになる。

裁判所が決定を発するとともに担保の提供を命じたときは、担保の提供は決定を執行する条件となる。そこで、債権者は、執行前に担保を提供しなければならず、つまり、債権者は担保を提供するまで決定を執行できないことになる。

模擬記録の事件は前者であり、裁判所は決定を発する前に担保の提供を命じている(模擬記録 11 頁参照)。したがって、債権者は、決定前に担保を提供し、それを示すために「寄託書」を裁判所に提出した(模擬記録 14 頁参照)。

担保は、担保をたてるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所に、金銭又は裁判所 が相当と認める有価証券を寄託することより効力を有する(536条)。言い換えれば、担保 は、保全執行裁判所又は担保をたてるべきことを命じた裁判所に提供することができる。

担保を提供する際は、担保について権利を有する者がそれについて請求できるようにするため、金銭又は有価証券を提供する(539条,72条)。

73条1項にいう「担保権利者」は、その者の利益のために担保の提供を受けた者をいう。

担保の提供方法は、司法省の「裁判寄託省令」に詳細が記載されている。これは現在起草中であるがまもなく完成することが見込まれている。

第4章 決定

第1 決定の方式

保全決定は書面によらなければならない。

「保全決定は書面によらなければならない」とする定めは民事訴訟法中にはない。しか し、以下の理由により、保全決定は書面によらなければならないといえる。

543条によれば、裁判所は保全決定を当事者に送達しなければならない。決定が書面によるものでなければ、送達することは不可能である。

また、保全執行は、保全決定の正本に基づいて実施される(562条1項)。決定が書面によるものでなければ、正本を作成することはできない。

そこで、保全決定は書面によらなければならないのである。

第2 決定の記載事項

2.1 事件の特定のために必要な事項

保全決定には、事件を特定するのに必要な事項(当事者、債権の特定及び事件番号) の記載が必要である。

決定は申立てにより行われなければならないため(532条1項),決定は、申立てがされた特定の事件についてされなければならない。つまり、決定に事件を特定するために必要な事項の記載がなければ、事件を特定することができないのである。

事件を特定するために必要な事項の一つは、当事者の氏名及び住所等の当事者に関する情報、そして、任意代理人の氏名及び住所である。

事件を特定するために必要なもう一つの事項は、保全すべき債権に関する情報である。 保全の目的物に関する情報も、事件を特定するのに必要な事項にあたるといえる。

実務上は、事件を特定するために必要な事項を記載することに関して2つのの選択肢がある。

- 1 裁判官は、決定書自体にすべての内容を書くことができる。しかし、それにより、 決定は冗長になり、多くの時間を要する。
- 2 裁判官は、別紙を引用することができる。つまり、裁判官は、債権者が申立書に付して提出した当事者目録、債権目録及び財産目録を用い、これらの目録を決定書に添付する方法により、事件を特定することができる。

後者の方法によれば、決定は短くて済み、より短時間で作成できる。また、債務者が

財産を第三者に処分することをできなくし、そのような処分は債権者に大きな損害を与えるために、保全手続は緊急性を要する手続であることとも整合的である。

例えば、模擬記録 15 頁~19 頁(保全決定)参照

2.2 担保の額及び担保提供の手続

担保(542条)は、誤った保全決定により債務者に生じる損害の賠償を保証する目的で寄託されるものである。そこで、債務者は、担保に関する情報について関心が高いといえるが、保全の密行性から、通常は債務者がそのような情報を得る機会はない。しかし、決定が債務者の送達された後は(543条)、そのような密行性の要請はない。そこで、裁判所は、担保額等を債務者に知らせるため、決定書に担保についての情報を記載しなければならない。

例えば,模擬記録15頁(保全決定)参照

2.3 判断

もちろん、保全決定には判断、債権者の申立てについての審理の結論を記載しなければならない。

例えば,模擬記録16頁(保全決定)参照

2.4 仮差押決定の目的物の特定(546条)

裁判所は、目的物を特定して保全決定を発しなければならない。これは重要な原則である(546条1項)。

裁判所が決定の目的物を特定しなかった場合,決定の執行に困難が生じる。不動産仮差押えに関しては,不動産についての十分な情報が要求される。そのような情報は,申立書の添付書面又は債権者により示される疎明資料(131条)等を通じて得られる。

不動産について重要な情報の1つは、土地管理局が発酵する書面から得られる。債権者が入手できれば、それは債務者の不動産の所有権証書である。

車のような動産については、車の登録番号、車種、型番、色、製造国、状態、所有者 により特定される。

裁判官は、債権者が申立書とともに提出した目録を使うことができ、決定書に財産目録を添付することにより、決定の目的物を特定する。

例えば,模擬記録19頁(保全決定)参照

546条は「裁判所は目的物を特定して仮差押決定を発しなければならない」とする。

しかし,546条ただし書は,「ただし,動産の仮差押決定は,目的物を特定しないで発することができる」とする。

不動産と動産の仮差押えの要件の違いを認識し、区別しなければならない。不動産に関しては、決定を実行するため、その不動産が仮に差し押さえられたということを公証するため、財産の登記が必要である(567条4項、420条2項)。そこで、財産及び仮差押えを登記することができるようにするため、財産の十分な特定と位置づけが必要である。しかし、動産に関しては、決定を実行するため、執行官が財産の所在する場所に赴き、直接差し押さえる(565条1項)。そして、裁判官には、仮に差し押さえるべき動産の特定をすることは難しい。なぜなら、裁判官は、通常、債務者がどのような動産を所有しているか知ることができないからである。したがって、法は、仮差押決定において動産を特定することを裁判官に要求しなかったのである(546条ただし書)。

2.5 仮差押解放金の額(547条)

決定事項の一つとして,裁判所は,仮差押解放金の額の記載を落としてはならない。 それにより,債務者は,財産を仮差押えから免れさせることができる。しかし,仮差押 決定に仮差押え解放金が記載されていなければ,「仮差押決定においては,裁判所は,仮 差押えの執行の取消しを得るために債務者が寄託すべき金銭の額を定めなければならな い」とする547条1項によれば,そのような決定は法的に適正なものとはいえない。 例えば,模擬記録16頁(保全決定)参照

2.6 決定の根拠

539条により保全に準用される216条によれば、決定には、その性質に反しない限り、 判決に関する規定が準用される。また、判決に関する規定の一つである189条は、判決 には判断の理由を記載しなければならないとしている(189条1項5号)。

そこで、裁判官は、保全事件においては判断の理由を簡潔に記載しなければならない。 なぜなら、保全手続には緊急性という特性があるからである。

例えば,模擬記録15頁~16頁(保全決定)参照

2.7 手続費用の負担

- (1) 保全申立てを却下する判断がされる場合 判断においては、手続費用の負担を明らかにしなければならない(この判断に対し ては抗告することができる。したがって、この判断は「その審級で事件を完結させ る裁判」(65条1項)に相当する)。
- (2) 保全申立てを認容する判断がされる場合

2つの方法が考えられる。

1つは、判断において手続費用の負担を明らかにしないというものである(決定に対しては、それを発した裁判所に対して意義を申し立てることができるため (550条)、この決定は「その審級で事件を完結させる裁判」(65条1項)に相当しない。)。

もう1つの考え方は、保全申立てを認容する決定において手続費用の負担を明らかにするというものである。その理由は、以下のとおりである。保全申立てを認容する決定に対して常に抗告が申し立てられるとは限らない。この場合、手続費用の負担は、判断されないまま放置されてしまう。このような事態を避けるため、保全申立てを認容する決定において手続費用の負担を明らかにするという解釈が相当である。

例えば、模擬記録 16 頁(保全決定)参照。模擬記録中の決定は後者の考え方によっている。

第3 仮差押解放金の額

3.1 解放額の目的

仮差押決定は、金銭債権の執行を実現するため、債務者による債務者の財産の処分を制限することを目的とする。しかし、保全すべき債権の額又は仮差押えの目的物の額と等しい金銭が寄託されれば、仮差押えの必要性はなくなる。そこで、仮差押決定においては、裁判所は、仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が寄託すべき金銭の額を定めなければならない(547条1項)。

これは、債務者と債権者の利益を保護することを目的とする。債務者が裁判所の定めた金額を寄託した場合、仮差押えの執行は取り消されるため(569条1項)、債務者は仮差押えから解放され、その財産を自由に使用し、処分することができる。財産の価格が上昇した場合、債務者はそれを売却することができる。

加えて、債権者は、以下のとおり、債務者が寄託した金額から満足を得ることができる。解放金の額は、差し押さえられた財産の代わりとなり、解放金の額は債権者の執行に服する。正確に言うと、仮差押えの効力は、寄託金返還請求権に及ぶことになる。そこで、債務者はその寄託金を自由に引き出すことはできない。解放金の額を得るためには、債権者は新たな本案事件を申し立てなければならない。債権者が本案事件で勝訴し、執行名義(350条)を得た場合、債権者はその執行名義に基づいて上記返還請求権を差し押さえることができる。強制執行は容易に実施することができる。

3.2 解放金の額

民事訴訟法には、547条のほかには解放金の額について定めた規定はない。そこで、

裁判官は裁量により解放金の額を定める。公正な扱いを保証し、当事者の利益を保護することは裁判所の責務である。解放金の額について考慮すべき2つの点がある。

- 差し押さえるべき財産の価額:裁判所は、債権者が仮に差し押さえた債務者の財産の価額を考慮し、解放金の額として仮に差し押さえた財産の価額を採用しなければならない。なぜなら、解放金は仮に差し押さえた財産の一種の代替物だからである。しかし、財産の価額が債務の価額よりも大きい場合は、裁判所は債権の額を考慮しなければならない。
- -保全すべき債権:裁判所は,債権と財産の価額のバランスを考えなければならない。 裁判所は開放金の額として保全すべき債権の額を考慮しなければならない。なぜなら,仮差押えの目的は,金銭債権の将来の強制執行を保全することにあり,債権の 額と同等の金銭があれば,債権の将来の強制執行の保全のために十分だからである。 模擬記録(16頁(保全決定)参照)では,裁判官は債権の額を解放金の額として採 用している。

3.3 解放額の提供方法

債務者が解放金の額を寄託するときは、債務者は金額を仮差押決定を発した裁判所又は保全執行裁判所にしなければならないに寄託しなければならない(547条2項)。金銭 寄託の手続の詳細は、司法省が起草中の「裁判寄託省令」において定められる。

第4 保全決定の送達

543条は、裁判所は保全決定を当事者に送達しなければならないとしている。

4.1 保全を命ずる決定

裁判所は、保全決定を発したときは、それを債権者及び債務者に送達すべきとする 543 条を適用しなければならない。

送達の目的は、当事者に保全決定の判断を知らせ、債務者に550条に基づく異議を申し立てる機会を与えることにある。送達方法については、246条~257条に従う。

債務者による妨害を防ぎ、保全の執行を確保するため、裁判所は執行が完了したことを確認した後に債務者に決定を送達すべきである。保全執行は決定が債務者に送達される前でも行ってよいため (562条3項), このような方法が可能となっている。

4.2 申立てを却下する決定

債権者の申立てを却下する決定を債務者に送達する必要はない。なぜなら、この決定

は債務者の利益に何ら影響しないからである。加えて、これにより、債権者に対し、更なる証拠を収集して新たな保全決定申立てをする機会を与えられる。この運用は、債権者のために密行性を維持することを目的とする。したがって、543条にいう「保全決定」は、保全を命ずる決定を意味すると考えられる。

他の問題は、申立てを却下する決定について、213条が準用されるか否かである。 原則として、213条を準用すれば、保全手続の密行性に反することになるため、213 条はこの場合に準用されない。

しかし、裁判所が決定を発する前に、債務者の審尋を行い、又は口頭弁論を開いていた場合、裁判所は申立て却下決定について債務者に知らせるべきである。なぜなら、そのような場合は密行性の要請は既になくなっているし、手続に関与した者には裁判所は結果を知らせるべきだからである。そこで、このような場合には213条が準用されると解される。

第5章 保全執行

第1 保全決定の執行機関

裁判所が申立てに基づいて保全決定を発した後、執行債権者は、各決定の目的物の類型に基づき執行について管轄をもつ裁判所又は執行官に対し、保全決定の執行申立書を提出することができる。

保全の執行は、申立てにより裁判所又は執行官が行う(532条2項)。

保全執行を行う裁判所は、保全執行裁判所である(532条3項)。

1 仮差押決定

-不動産仮差押決定の執行機関

仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄する(567条2項)。

-船舶仮差押決定の執行機関

仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は、仮差押決定をした裁判所が保 全執行裁判所として管轄する(568条2項)。

船舶登録証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は、船舶の所在地を管轄する始審裁判所が、保全執行裁判所として管轄する(568条2項)。

-動産仮差押決定の執行機関

動産に対する仮差押えの執行は、目的物の所在地を管轄する始審裁判所に所属する 執行官が目的物を占有する方法により行う(565条1項)。

- 債権その他の財産権の仮差押決定の執行機関

執行裁判所は、仮差押決定を発した裁判所である(566条2項)。

2 仮処分決定

仮処分の執行は、仮差押えの執行又は強制執行に準じて行う(570条)。

第2 申立ての形式

債権者は、保全執行手続を開始するため、保全執行申立書を記載し(534条6号)、管轄 を有する裁判所の総務課又は執行官に提出しなければならない。

第3 申立書の記載事項

保全執行申立書には、次の事項を記載しなければならない:

564条は349条を引用している。つまり、申立書に記載すべき事項については、349条2項に従わなければならない。

a 執行債権者及び執行債務者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所 (564条,349条1号)

債権者は当事者目録を用いてもよい。

- b 執行名義の表示(564条,349条2号) 保全執行の場合,執行名義は保全決定である。
- c 直接強制,代替執行又は間接強制のいずれを求めるかの区別(564条,349条3号) 模擬記録の場合,仮差押えは直接強制の1つであるため,区別としては「不動産仮 差押え」で十分である。
- d 直接強制の場合には、強制執行の目的とする財産の表示と執行債権者が求める強制 執行の方法(564条,349条4号) 債権者は不動産目録を用いてもよい。
- e 代替執行又は間接強制の場合には、執行債権者が求める裁判の内容(564条,349条5号)

例えば,模擬記録22頁(保全執行申立書)参照

動産執行申立書には、仮に差し押さえるべき動産の場所を記載しなければならない(565条4項,384条2項)。

第4 執行申立書への添付文書

保全の申立人が決定を受領した後、申立人は執行を申立て、以下の書面を添付しなければならない:

- -保全決定正本。この場合、申立人は執行文付与を申し立てる必要はない(562条1項)。 方が執行文を要求していない理由は、保全が緊急事項であり、手続はできる限り迅速 に行われなければならないからである。もう一つの理由は、保全決定は告知(213条1 項)に基づいて行うことができ、2週間以内に執行されなければならず(562条1項)、 執行文により決定の執行力が公証されることが要求されないからである。しかし、決 定に示された当事者以外の者に対する、又はそのような者による保全執行については、 執行文の付与された決定正本に基づいて行われなければならない(562条1項)。
- -任意代理人の権限を証する書面:申立人が任意代理人を選任している場合,その委任 は書面によらなければならない(53条2項)。しかし,原則として,本案訴訟が提起 されている場合,既に委任状があり,その書面の公式のコピーを申立書に添付することにより,代理人は保全においても行為ができる。

第5 保全決定執行の費用

一申立手数料

執行機関が裁判所である場合(例えば,不動産仮差押え,債権仮差押え),5000 リエルの申立手数料(537条1項)には,決定のための申立手数料だけでなく,執行のための申立手数料も含まれている。

執行機関が執行官である場合(例えば,動産仮差押え,仮処分),司法省が現在起草中の「執行官法」の定めに従い,手数料を支払わなければならない(537条5項)。

-申立手数料以外の費用

保全執行裁判所に対し保全執行の申立てをするときは、申立人は、保全執行の手続に必要な費用として保全執行裁判所の定める金額を予納しなければならない(537条2項)。申立人が費用を予納しないときは、保全執行裁判所は、保全執行の申立てを却下し、又は保全執行の手続を取り消すことができる(537条3項)。

第6 申立ての審査

保全執行申立ては、書面によらなければならない(534条6号)。

したがって、保全執行申立書を受領したときは、執行裁判所は、申立書が564条、349条2項に定められた執行の要件すべてをみたしているか審査しなければならない。例えば、執行債務者の氏名及び住所、執行名義、直接強制又は間接強制の区別、執行の目的物である財産の表示、執行債権者が求める執行方法などである。執行裁判所は、保全決

定正本、委任状、当事者の特定に関する表示等のその他の書面についても審査しなければならない。

第7 執行の必要条件の調査

保全執行申立書の方式について審査した後、裁判所は、保全執行の必要条件について審査しなければならない。なぜなら、それの条件がなければ、執行することができないからである。これらの要件には、以下のものがある:

7.1 保全決定正本 (562条1項)

562条1項に基づき、裁判所は、執行申立書記載の氏名が保全決定記載の氏名と同一かどうかを審査しなければならない。氏名が同一であれば、保全決定正本に基づき保全執行を実施することができる。しかし、氏名が同一でない場合、執行文の付与された保全決定正本に基づいて執行が実施される。

7.2 期間 (562条2項)

562条2項は、保全執行は、債権者に対して保全決定が送達された日から2週間を経過したときは、これをしてはならないとしている。そこで、債権者が決定を受領しており、2週間以内に執行を申し立てていない場合には、決定は執行力を有しない。

7.3 その他

担保の寄託の命令とともに保全決定を発した場合は(542条),担保の寄託は保全執行の要件の1つとなる。したがって、担保が既に寄託されたかどうかを確認しなければならない。

第8 保全決定の執行方法

執行裁判所が必要条件が満たされたと判断したときは、裁判所は執行を進める。

決定の執行方法は,決定及び決定の目的物の種類により異なる(565条~568条,570条)。

不動産仮差押えの場合,執行は仮差押えの登記をする方法により行われる(567条1項)。

仮差押えの登記をするため、裁判所書記官は、仮差押登記嘱託書を作成し、これを登記 所に送付する(567条3項)。

例えば、模擬記録29頁(仮差押登記嘱託書)参照

上記嘱託書に従った仮差押登記がされたときは、登記所は裁判所に対して登記簿謄本を送付し (567 条 4 項、420 条 2 項)、裁判所書記官は上記謄本を記録に綴らなければならない。

例えば、模擬記録31頁(仮差押登記のされた登記簿謄本)参照

第6章 担保取消し

73条2項は、「担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所は、申立てにより、担保の取消しの決定をしなければならない」としている。

したがって、保全事件の債権者が本案訴訟で勝訴し、判決が確定したときは、上記債権 者は裁判所の発する命令(542条)により寄託した担保を取り戻すことができる。

73条2項によれば、債権者は担保を取り戻すため、担保取消申立てをしなければならない。

例えば、模擬記録34頁(担保取消申立書)参照

申立てをしたときは、債権者は、担保の事由が消滅した根拠を示すことを要求されているため(73条2項)、以下の書類を提出しなければならない。

- 一判決書
- 判決確定証明(258条1項)

裁判所は,担保の事由が消滅したと認めた場合,担保取消決定を発しなければならない。 例えば,模擬記録 38 頁(担保取消決定)参照

債権者は、担保取消決定に基づいて担保を取り戻すことができる。

上記決定に基づいて担保を取り戻す手続については、司法省が現在起草中の裁判寄託省 令に規定される。